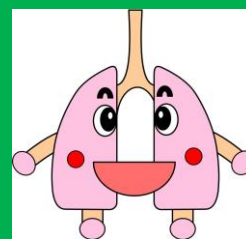


多摩府中保健所感染症週報

平成30年第43週（10月22日～10月28日）



肺えもん

今週の傾向

- ★感染性胃腸炎の報告数が増加しています。
- ★全数把握対象疾患では、風しんの発生報告数が引き続き増加しています。
- ★適切な手洗い、マスク着用を行い、飛沫感染、接触感染予防に努めましょう。

● 定点把握対象疾患・定点医療機関当たりの報告数

| 定点 | 疾患名 | 多摩府中保健所管内 | | 東京都内 | |
|---------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 第42週 | 第43週 | 第42週 | 第43週 |
| インフルエンザ | インフルエンザ | 0.19 | 0.16 | 0.13 | 0.16 |
| 小児科 | RSウイルス感染症 | 0.21 | 0.14 | 0.88 | 0.66 |
| | 咽頭結膜熱 | 0.11 | 0.07 | 0.20 | 0.18 |
| | A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | 1.89 | 1.71 | 1.92 | 2.27 |
| | 感染性胃腸炎 | 4.11 | 5.36 | 4.43 | 5.11 |
| | 水痘 | 0.21 | 0.29 | 0.26 | 0.23 |
| | 手足口病 | 1.95 | 1.29 | 1.43 | 1.38 |
| | 伝染性紅斑 | 1.21 | 0.86 | 1.01 | 1.27 |
| | 突発性発しん | 0.58 | 0.43 | 0.44 | 0.49 |
| | ヘルパンギーナ | 0.58 | 0.64 | 0.50 | 0.32 |
| | 流行性耳下腺炎 | 0.11 | - | 0.08 | 0.08 |
| | 不明発しん症 | 0.74 | 0.71 | 0.17 | 0.14 |
| | 川崎病 | 0.11 | - | 0.01 | 0.02 |
| 眼科 | 急性出血性結膜炎 | - | - | - | 0.05 |
| | 流行性角結膜炎 | - | 1.33 | 0.53 | 0.61 |
| 基幹 | 細菌性髄膜炎 | - | - | 0.04 | - |
| | 無菌性髄膜炎 | - | - | - | 0.04 |
| | マイコプラズマ肺炎 | - | 1.33 | 0.20 | 0.64 |
| | クラミジア肺炎（オウム病除く） | - | - | 0.04 | - |
| | 感染性胃腸炎（ロタウイルス） | - | - | - | - |
| | インフルエンザ（入院） | - | - | - | 0.04 |

※平成30年1月第1週より百日咳が定点把握対象疾患から全数把握疾患に変更されました。

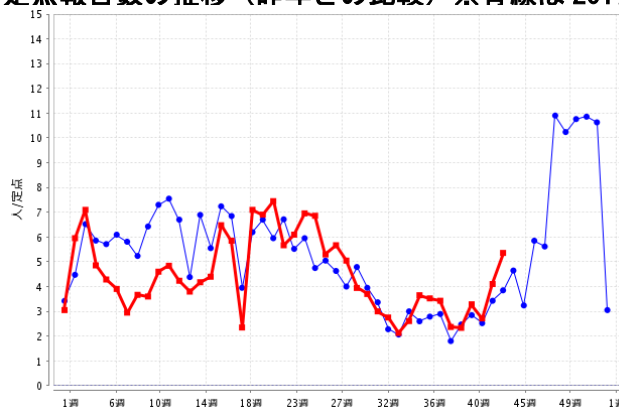
今週の状況

●感染性胃腸炎が増加しています

先週に引き続き報告数が増加しています。感染性胃腸炎（ノロウイルスやロタウイルス等）は特に冬季に流行する傾向があり、便や嘔吐物などを介して、原因となるウイルスが手などに付着し、少量のウイルスでも感染します。

予防には、十分な手洗いと、汚物を取り扱う際にはマスク・手袋や使い捨てエプロンを着用すること、適切な消毒を行うことが大切です。

定点報告数の推移（昨年との比較）※青線は2017年



● 東京都感染症情報センターHP「感染症ひとくちメモ」も参照ください

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/assets/diseases/gastro/hitokuchi-joho.pdf?20181025>

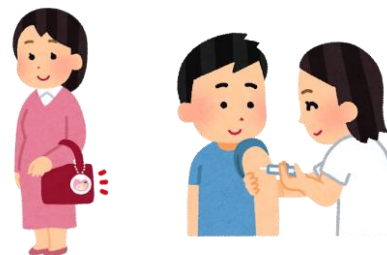
●風しんが増加しています

2018年1～43週（～10/28）までに都内で604件の発生報告がありました。

風しんは風しんウイルスによる感染症で、咳やくしゃみなどの飛沫により感染します。

妊娠初期に風しんにかかると、胎盤を介して感染し、先天性風しん症候群を起こすことがあります。

妊娠中は風しん含有ワクチンの接種は受けられず、受けた後は一定の期間、妊娠を避ける必要があります。妊娠を希望する女性は、妊娠前にワクチン接種を受けておくこと、妊婦のパートナーがワクチン接種により予防することが重要です。



● くわしくは東京都感染症情報センターHP「感染症ひとくちメモ」も参照ください

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/assets/diseases/rubella/hitokuchi-joho.pdf?20181025>

※東京都感染症情報センター「WEB 感染症発生動向調査」を基に作成しています。

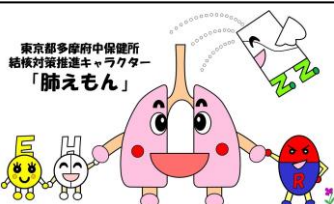
※定点把握対象疾患とは？：発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要のないものです。感染症法第14条により、都道府県は「指定届出機関（定点医療機関）」を指定し、指定届出機関は、対象疾患について患者の発生状況を届け出ることになっています。

参考）指定届出機関（定点医療機関）

インフルエンザ定点：管内33機関（都内419） 小児科定点：管内21医療機関（都内262）

眼科定点：管内3機関（都内39）

基幹定点：管内3医療機関（都内25）



多摩府中保健所 保健対策課 感染症対策担当
TEL：042（362）2334（代表）

検索 多摩府中 感染症週報